

次のとおり一般競争入札を行うので、静岡県公立大学法人契約事務取扱規程(平成19年4月1日規程第19号)第5条の規定に基づき公告する。

2019年5月17日

静岡県公立大学法人理事長 尾池 和夫

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札執行者  
静岡県公立大学法人理事長 尾池 和夫
- (2) 調達物品及び数量  
静岡県公立大学法人教育用統計システム賃貸借
- (3) 調達物品の特質等  
仕様書による。
- (4) 賃貸借期間  
2019年10月1日～2024年9月30日
- (5) 納入場所  
静岡県立大学 草薙キャンパス内情報センター

## 2 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 静岡県公立大学法人契約事務取扱規程第2条及び第3条に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出時まで、静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売払いに係る競争入札参加資格(営業種目:「物品賃借」)を有する者であること。
- (3) 静岡県の入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規程する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員で亡くなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
  - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 契約条項を示す場所等

(1) 入札説明書等の配布場所及び担当部局

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学事務局総務室 はばたき棟3階情報センター

電話番号 054-264-5127 FAX 054-264-5160

(2) 入札説明書等の配布期間

公告日から2019年5月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。（ただし、2019年5月22日（水）は午前9時から正午まで）

(3) 配布方法

無料で直接配布する。

### 4 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により書類を直接提出すること。

(1) 提出期日

2019年5月22日（水） 正午まで

(2) 提出書類

入札説明書による。

(3) 提出場所

上記3の(1)に同じ

### 5 入札手続等

(1) 入札執行日時

2019年6月6日（木）午前10時30分

(2) 入札の場所

〒422-8526 静岡市駿河区谷田52番1号

静岡県立大学 一般教育棟2階 2218演習室

(3) 入札保証金及び契約保証金

免除

(4) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった税抜の金額を入札書に記載すること。

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札又は入札説明書に示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要

6 その他

(1) 詳細は入札説明書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 現場説明会は行わない。